

はじめに

○ 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条の規定に基づき、基本方針を策定

○ これまでの県の取組

- いじめから子どもを守るための対策本部の設置〔教育委員会・知事部局・警察本部が一体となって対策を推進〕
- いじめ対策研究チーム会議の設置〔いじめ問題の原因と背景等の研究、対策の提言〕

○ いじめ防止対策推進法の成立（平成25年6月）

社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制の整備を規定

＜法の基本理念＞

- 児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関して児童生徒が理解を深めるようにすること
- いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服すること

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進—児童生徒を一人の人格として尊重して関わり、児童生徒自身でいじめ問題を解決できるよう支援する—

(1) いじめの防止

- 学校、地域、家庭その他の関係者が一体となった継続的な取組の推進
- 豊かな情操や規範意識、自尊心や自己有る感、社会性、人を思いやる心の育成
- 相手の気持ちを理解できる心の育成
- 自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度の定着
- 全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりの推進
- いじめ問題の本質や取組の重要性の普及啓発

(2) いじめの早期発見

- 児童生徒の様子をしっかりと見守り、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを積極的に認知
- 児童生徒の状況をきめ細かに把握
- 児童生徒との信頼関係の構築
- いじめを訴えやすい体制や環境の整備
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

(3) いじめへの対処

- 法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」での対処
- 専門家と連携した児童生徒支援
- 学校と家庭や教育委員会との連携
- 福祉、医療、司法、警察等の関係機関との連携
- 全ての教職員間での対処のあり方についての共通理解
- 関係機関との情報共有体制の構築

2 組織の設置

- (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、条例により設置
- (2) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 いじめの防止等のための対策を効果的に行うとともに、県立学校における重大事態等に關し、必要に応じて調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により設置
- (3) 滋賀県いじめ再調査委員会 県立学校および私立学校における重大事態に關し、法第30条第2項および第31条第2項の規定に基づく再調査を行うため、知事の附属機関として、条例により設置

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

(1) 県立学校におけるいじめの防止

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、いじめや差別を許さない学校づくり、体験活動の推進
- 児童生徒自らがいじめの防止等に取り組む活動の推進
- 児童生徒やその保護者、教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動

(2) いじめの早期発見のための措置

- 県立学校に在籍する児童生徒に対する調査や教育相談の定期的な実施
- 児童生徒等からの24時間体制での電話相談
- 全県立高校等へのスクールカウンセラーの配置等による相談体制の充実
- 県立学校における校内研修やいじめの実態把握のための取組状況についての定期的な点検の実施

(3) 関係機関等との連携等

- 警察官や教員の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進
- 国や市町の人権に関する相談機関との連絡調整や情報交換
- 市町における学校支援地域本部や学校運営協議会等の取組の支援、児童委員の資質向上

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

- 教員の組織的対応力や危機管理能力、児童生徒を支援する力量の向上
- 公立小中学校での少人数学級編制と少人数指導の効果的な導入および大規模校での養護教諭の複数配置、公立小中高等学校での生徒指導に専任的に取り組む教員の配置
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用推進
- 学校だけでは解決が困難な事案について、専門家を派遣する取組の推進
- 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、県立学校における学校運営の改善を支援

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 県立学校での情報モラルや情報リテラシーに関する教育の推進、保護者に対するネットいじめの現状や危険性についての啓発活動
- 県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度の活用など、事案に対処する体制の整備

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

- いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析と結果の普及

(7) 啓発活動

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動、相談制度等についての広報
- 各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催や市町における家庭教育支援活動の支援

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置

- 法第24条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じ、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を活用

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 県教育委員会と私立学校主管部局による平素からの情報交換と、市町教育委員会や学校法人との情報共有

(10) 学校評価

- 県立学校での学校評価や教職員の人事評価において、いじめの対策を取り扱うに当たっては、早期発見や再発防止の取組等を適正に評価

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

- 子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組の推進

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

- (1) いじめの防止等の取組に対する支援
- (2) 人権教育に対する支援
- (3) いじめの防止等に関する情報提供等
- (4) 私立学校主管部局の体制整備

3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策 組織的対応を行うためのいじめ対策委員会の常設と、学校いじめ防止基本方針の策定

- 4 重大事態への対処
 - (1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査 重大事態の報告、調査の主体、調査を行うための組織、いじめを受けた児童生徒およびその保護者への情報提供等
 - (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査 滋賀県いじめ再調査委員会による再調査および再調査結果の提供
 - (3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援 市町教育委員会および学校に対する支援

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 施策の点検評価
- 2 基本方針の見直し
- 3 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表
- 4 財政上の措置等